

警備委託事業)の内容および記載のあり方について、AEDのコンビニエンスストアへの設置について、臨時財政対策債の来年度以降の借入れについて、小学生・中学生の就学援助費について、国分寺駅北口再開発事業の財政負担について、財政フレームの設定年度についてなどがありました。

議決結果

委員会では以上の審査を経て、一般会計予算案は、賛成多数で可決、その他7特別会計も可決と決し、25日に開催された本会議においても同様の結果となりました。(※一般会計予算に対する各会派の討論は5～7頁、各議員の表決結果は5頁に掲載)

子どもいじめ虐待防止条例を可決

この条例は、昨年就任した井澤市長が所信表明で、(仮称)いじめ虐待防止条例を制定したいと表明し、第三回定例会の代表質問等で、その制定時期を「25年度内に条例提案、26年度当初から施行したい」としていたものです。

文教子ども委員会では、庁内組織での検討内容やワークショップでの市民意見などの報告を受けてきました。その後もパブリック・コメントと市民説明会を実施後、今回条例案として提案されました。

市長・教育長「一刻も早い制定を望む」

付託を受けた文教子ども委員会では担当から詳細な説明を受け、市長、教育長から「いじめや虐待を受けた子は生涯にわたり心に傷が残るため、一刻も早くこの条例を制定したい。また、教職員の責務として体罰を行ってはならないことを盛り込んだ。この条例だけでいじめ虐待が解消できるものではないが、市の他の施策と合わせて実施し、今後も必要な修正を加えてゆく」との思いが示されました。

子どもの人権にも言及すべき

その後に審査に入り、制定過程については「十分な期間とは言えない。様々な人と議論することで国分寺市にいじめ虐待をなくすという世論が高まるような条例制定のあり方こそ必要なのでは」との意見があり、前文については「なぜ、いじめの解決を子どもだけに特化して載せるのか」「大人が意識を持って役割と責任を自覚しなければならない」「条例制定の意義として社会全体でいじめに取り組むということを明確に書くべきでは」「地域全体で子どもをサポートするという意識のない人にもっとアピールすべきでは」「子ども達をあたたく見守っていく環境を整えることが求められていることを盛り込むべきでは」等の質疑がありました。またパブリック・コメントにも「子どもの権利・人権を盛り込むべき」との指摘があり、「子どもの権利条約批准から児童虐待防止法制定に至る経過からも子どもの人権について盛り込むべきでは」との指摘がありました。

条文に教職員の体罰禁止を盛り込む

条文では、いじめに関して「いじめや虐待が深刻化する根本原因をつかむことが大事。社会的要因、市独特の要因を掘り下げる必要がある」、体罰に関しては「学校職員による体罰を明文化したことはよいが、どのように徹底していくのか」「体罰の説明をもっと入れた方がよい。都教委の出した体罰の定義を盛り込めないか」「しつけと体罰と虐待について、もっと市民とともに研究し、明文化するべきではないか」、組織体制に関しては「相談体制の充実は図るのか。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーが有効なので回数増はできないか」「継続的な相談・支援体制づくりはするのか、どう強化していくのか」「国や都の相談機関との連携はとれるのか」「体罰や暴言の相談を受けられる第三者が検証できる体制の整備を盛り

込み、そういう体制があることを周知できないか」「市職員の人材の確保、資質の向上を条例に位置づけられないか」といった質疑がありました。重大事態が起きた場合については「全容把握と対処について条例に規定すべきでは」「議会への報告や関係者への情報公開はするのか」また警察との連携については「情報の共有は慎重にするべきで、その基準はあるのか」といった質疑がありました。

他には「国が批准している子どもの権利条約の理念に沿って、子どもの権利を守ると記述すべきではないか」「保護者の役割の規定が保護者を追い込むことにならないか」「市の取り組みを市民に伝えていくことが必要ではないか」といった意見がありました。

今後も市民参加の手続きを進める

条例施行までの手続きとして、条例とは別に基本方針を作成することになりますが、「市民と協働・連携して作成するのか、庁内検討だけで作るのか」という質疑に対し、「基本方針の策定はパブリック・コメントの手続きをとり、市民参加の手法を取り入れていきたい」との答弁がありました。また条例の逐条解説に、子どもの「人権」についてと、体罰のうち不適切な行為として「不適切な指導、暴言等、行き過ぎた指導」を書き加えることとなりました。

市民が作る、市民が知ることが大事

委員会・本会議とも各委員からは「必要があれば見直しをしながら進めてほしい」「市民自らが作ったと思える条例にすることがいじめや虐待をなくすポイントである」「この条例を周知し、しっかり理解してもらうことが一番大事なことなのでは」「本条例を自殺対策の重要な施策として位置付けてほしい」などの討論があり、採決では委員会・本会議とも全員賛成で可決しました。

市政を問

平成26年第1回定例会 代表質問の質問事項・答弁の要旨

内容は各議員が一定のスペース内で自由にまとめたものを代表質問の順番に掲載しています

相互理解から積極的な行財政改革を推進



自民党・市民クラブ 尾作 義明

尾作: 自民党・市民クラブを代表し質問いたします。

平成26年度予算は従来の枠配分方式、収支均衡型予算編成から、ゼロベース部局積み上げ予算方式となった。これはどのようなものか？

市長: これは予算編成業務の本当の原点に立ち全ての事務事業の経費を、前年度の予算に関わらず、ゼロベースから各部局が立ち上げて本来必要な額は、はたして幾らなのか精査し業務を見直して予算組みを行うものだ。

尾作: 8年ぶりの臨時財政対策債を借り入れての予算編成となった。この転換について市長の考えを伺いたい。

市長: 恒常的な経費に予算が足りないから借りるのではない。あくまで単年度で、どうしても将来的に負担をお願いせざるを得ないものに対して最低限の借入れを行うものだ。今年度では臨時的に災害等の防災も含めた道路管理の維持管理事業への投資、戸倉球場の用地買収、国

民健康保険の財政健全化のための繰出金がそれにあたるが、あくまでも目指しているのは単年度の収支均衡の財政健全化である。

尾作: 投資的予算と理解するが、当予算において、他に投資的予算と言えるものはあるか？

市長: 「投資的」という言葉は、いろいろな意味があるが、少子高齢化対策、国民健康保険の繰出金などは、子供達や高齢者への投資として考える。また、地球環境を改善していく取り組みや女性の社会進出、新たな市民の増加につながる施策についても将来にわたる投資と考える。

尾作: 適切な資産管理とはどのようなものか？

市長: 「資産」と言う言葉自体は非常に難しいイメージがある。わかりやすく言えば、国分寺の人であり、物であり、お金である。役所では職員であり、公共施設や市が所有する土地である。また、積立金である基金、そういうもの全て資産であると思う。ただ、資産も劣化するので、そういうものは管理が必要であり、手当てをするための基金の積み増しを行い、備えて総合的な管理を行う必要がある。そういったもの全てが資産管理であると思う。

尾作: 新たな会計手法による財務諸表の積極的な活用への取り組み、透明性をもった財政運営、資産管理とはどのようなものか？

市長: 民間では発生主義として経理をしていくが、公会計では経年劣化による財産の目減りな

ど現金主義ではわかりにくいこともある。そういう部分については総合的な財政運営していくにあたって表現しにくい。当市では通常、総務省方式の改定モデルによって決算時に示している。新たな会計モデルとは東京都の推進している複式簿記、発生主義を基本としたものだ。私も必要なものと思うが、すぐに取り入れることは難しい。考え方としてはファシリティー・マネジメントというが、色々な資産に対して、しっかりとコントロールをしていく方法、考え方として非常に重要だと思う。今の総務省方式を継続しつつ新たな手法も一部取り入れながら、市民に分かりやすい「財政の見える化」を図って行きたい。

尾作: 財政健全化に向けた新たな目標とは？

市長: 4つの目標を設定している。1番は、財政の効率化を図り、財政調整基金の取崩しに依存しない収支均衡型の財政体質を確立、維持する。2番目は市民が安心して住み続けたいまちづくりに積極的に投資できる財政力をつける。3番目は地方債残高の減少に取り組み、地方債の償還に対応できる財政力をつける。4番目に緊急支出に対応するため、適正な基金積立ができる財政力をつける。基本的に国分寺市の財政計画・後期計画を進めるが、実態に即した目標を設定し、達成していくことが必要と考える。